

児福第30114-20号

平成31年2月25日

群馬県中小企業団体中央会長 様

群馬県こども未来部
児童福祉課長 藤巻 敦



「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」
に基づく母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進について（依頼）

日頃から、県の児童福祉行政の推進について、格別の御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、標記特別措置法は、子育てと就業との両立が困難であることなど、ひとり親家庭が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講ずることをもって、ひとり親家庭の福祉を図ることを目的として、平成25年3月に施行されました。

母子家庭の母や父子家庭の父は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、就職にあたって、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

これまでも、各関係団体の皆様の御理解と御協力のもと、様々な機会において御支援をいただいているところですが、県内のひとり親家庭を取り巻く環境はまだまだ厳しい状況にあります。

つきましては、改めて母子家庭の母及び父子家庭の父を巡る状況について御理解を賜り、傘下の企業において、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇い入れを促進していただくよう、引き続き御周知のほどをお願い申し上げます。

また、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業促進を図るためには、ひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする母子・父子福祉団体の受注機会を増大させることも有効であることから、業務を外部委託される場合には、母子・父子福祉団体（※）の活用を御検討くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

（厚生労働省が作成したリーフレットを添付いたしますので御参照ください。）

※ 県内の母子・父子福祉団体：一般財団法人 群馬県母子寡婦福祉協議会



担当：ひとり親家庭支援係 佐俣
TEL：027-226-2624
FAX：027-223-6526

事業主の
皆さまへ

「ひとり親」の就労を ご支援ください

母子家庭の母等や父子家庭の父（「ひとり親」）は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、就職に当たっては、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

国と地方公共団体では、平成25年3月1日に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れたり、その他の協力を要請することにしました。また、平成27年12月には政府として「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」をまとめました。

そこで、事業主の皆さまには、このような状況をご理解の上、ひとり親の就労をご支援いただきますようお願いいたします。助成金制度がありますので、ぜひご活用ください。

また、業務を外部発注される場合は、母子・父子福祉団体等の活用をご検討ください。

ひとり親の雇用促進にご協力ください

ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワークや「母子家庭等就業・自立支援センター」※に求人情報の提供をお願いします。

※都道府県、政令指定都市、中核市に設置されており、ひとり親家庭に対して無料の就業相談・講習会・情報提供などを行っています。

母子家庭等就業・自立支援センター一覧

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000177921.pdf>

支援するメリット

- 就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子どもの成長を育み、社会に貢献することができます。
- ひとり親を雇用する事業主は、特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用助成金などを活用できる場合があります。

ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金 (平成30年度)

● 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成します。

・短時間労働者以外 中小企業…60万円 中小企業以外…50万円

・短時間労働者 中小企業…40万円 中小企業以外…30万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

● トライアル雇用助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に、対象者1人当たり月額最大5万円（最長3か月間）の助成金を支給します。

● キャリアアップ助成金の加算

正社員化コースを実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金が加算されます。

☆「トライアル雇用助成金」と「特定求職者雇用開発助成金」は併用が可能です！

これらの助成金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母等と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。
詳しくは、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

全国ハローワーク一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

都道府県労働局一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>

母子・父子福祉団体等への業務発注にご協力ください

母子・父子福祉団体とは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上を目的とした団体です。母子家庭等就業・自立支援センターの運営をはじめ、長年にわたって、育児・子育て関連業務や講習会・セミナーの運営などを実施し、業務運営の経験、スタッフともに豊富です（団体により業務内容は異なります）。

また、母子・父子福祉団体のほかにも、ひとり親家庭の支援を目的とした特定非営利法人（NPO）が多数あり、さまざまな事業を行っています。

これらの団体（母子・父子福祉団体等）への積極的な発注をお願いします。

支援するメリット

- 母子・父子福祉団体等を活用することで、地域に密着した事業運営を行うことができます。
- ひとり親家庭の就業促進を通して、地域・社会に貢献することができます。

母子・父子福祉団体等で行っている事業の例

① 育児・子育て関連

（託児サービス / 親子のふれあい交流 / 児童の訪問援助）

② 講習会・セミナー・相談会の運営・開催

（パソコン教室の運営・講習会 / 地域の学習教室 / 就職準備・離転職セミナー / 養育費相談 / キャリアカウンセリング相談 / 日常生活の相談 / 法律相談）

③ 店舗・自動販売機の設置

（自動販売機の設置 / 売店の管理運営 / カフェの運営）

④ 施設の運営管理

（清掃 / 職員寮などの管理 / 児童館の運営管理）

⑤ 地域の安心確保

（地域の見守り / 市民共働型の自転車利用適正化事業）

⑥ 事務委託

（資料・パンフレットなどの封入・配送 / 会議の議事録作成）

⑦ 地方自治体からの受託による事業

（母子家庭等就業・自立支援センターの運営 / 日常生活支援事業の実施 / 自立支援プログラムの策定 / 母子生活支援施設の運営 / 母子福祉センターの管理運営 / 母子家庭等就業支援講習会の実施 / 在宅就業支援 / 面会交流支援など）

これらは、全国の母子・父子福祉団体等で行っている事業の例です。各団体で実施している事業内容や受注できる事業については、各都道府県・指定都市にある母子・父子福祉団体にご確認ください。また、各地で実施している事業については、（一財）全国母子寡婦福祉団体協議会※でも照会に応じます。

※ （一財）全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページ（<http://zenbo.org/>）